

令和6年度宮崎県エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業 企画・運營業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この実施要領は、宮崎県が実施する令和6年度宮崎県エイズ・梅毒予防・検査普及キャンペーン・検査普及事業企画・運營業務委託に関して、企画提案競技を実施の上、審査により委託候補者を選定するために必要となる事項について定めるものとする。

2 委託の内容

令和6年度宮崎県エイズ・梅毒予防・検査普及キャンペーン事業企画・運營業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）による。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 契約上限額

7,972千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※履行までに要する全ての経費を含む。委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 公告 | 令和6年5月14日(火) |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和6年5月20日(月) 午後5時必着 |
| (3) 事前説明会 | 令和6年5月21日(火) 午後1時30分から |
| (4) 質問等の受付期間 | 令和6年5月28日(火) 午後5時まで |
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和6年6月5日(水) 午後5時必着 |
| (6) 企画提案書の提出締切 | 令和6年6月10日(月) 午後5時必着 |
| (7) プレゼンテーション(ヒアリング) | 令和6年6月14日(金) 午後3時から |
| (8) 審査結果の通知 | 令和6年6月18日(火) までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時 : 令和6年5月21日(火) 午後1時30分から

場 所 : 宮崎県庁防災庁舎4階42号室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年5月20日(月) 午後5時必着

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(別紙2)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期間

令和6年5月28日(火) 午後5時まで

③ 提出方法

電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、事前説明会の参加者全てに電子メールで通知する。(質問者名は公表しない。)

(3) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙3)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時必着

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（4）企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（8部）

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書（1部）

- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・内容は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・別紙4により提出すること。

エ 会社概要（1部）

- ・既存のもので可。

オ 業務実績（1部）

- ・過去5年以内の地方公共団体との契約に係る業務実績を提出すること。

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和6年6月10日（月）午後5時必着

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。また、必要に応じて、提出書類以外の資料の提示を求める場合がある。

（5）プレゼンテーション

日 時：令和6年6月14日（金）午後3時から

場 所：宮崎県庁防災庁舎2階共用会議室2-1（プレスルーム）

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

①プレゼンテーションは1社当たり説明20分以内、質疑10分以内の計30分以内とする。

②各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

③パソコン等を用いてプレゼンテーションを行う場合は、説明資料をパワーポイントで作成し前日午後3時までにデータをメールで送付すること。パソコンとプロジェクターは県で用意する。（提出先は下記12を参照。提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(6) 審査項目

審査内容及び各項目の配点は、別添「審査基準表」のとおりとする。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(8) 審査の通知

令和6年6月18日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(10) (9) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒 8 8 0 - 8 5 0 1 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号
- (2) 担 当 宮崎県福祉保健部 薬務感染症対策課 感染症対策担当 (担当 今村)
- (3) 連絡先 電 話 番 号 : 0 9 8 5 - 4 4 - 2 6 2 0
 ファックス番号 : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 3 6
 メールアドレス : yakumukansensho@pref.miyazaki.lg.jp